

2012大洲ユネスコ
チャリティー文化展のご案内

ユネスコチャリティー文化展は、ユネスコ会員とその活動に賛同されるみなさんの作品を展示即売し、その収益の一部をユネスコ活動の基金にします。

みなさんのご来場をお待ちしています。



【日時】3月11日(日)

午前9時～午後4時

(ユネスコ茶会)

午前10時～午後3時

【場所】大洲市肱南公民館3階

【内容】ユネスコ茶会

(表千家同門会大洲)

展示・即売(陶芸・絵画・写真・短歌・俳句・川柳・生け花など)、活動パネル展示

【問い合わせ先】

大洲ユネスコ協会事務局

大洲市中央公民館

☎01735(直通)

国際ソロプチミスト大洲
第16回チャリティーバザー



毎年恒例の「チャリティーバザー」を左記のとおり開催します。

みなさんお誘い合わせの上、ぜひお越しください。会員一同、心よりお待ちしております。

【日時】3月25日(日)

午前10時～午後3時

(掘り出し市は午前11時～)

【場所】

大洲市総合福祉センター

4階多目的ホール

【内容】

コーヒーコーナー、大洲商店会連合会コーナー、委託販売コーナー、手作りコーナーなど

【問い合わせ先】

国際ソロプチミスト大洲

☎05578

第93回新春囲碁大会

毎年恒例の新春囲碁大会が1月8日(日)、長浜ふれあい会館で開催されました。第93回目を迎える今大会は、囲碁愛好者15人が参加し、熱戦を繰り広げました。



入賞者は次のみなさんです。

【囲碁A級】

優勝 山本 勝延^{かつのぶ} さん(長浜)
準優勝 石田 文男^{ふみお} さん(長浜)
第3位 中田 正直^{すなお} さん(長浜町上老松)

【囲碁B級】

優勝 鎌田 彦市^{ひこいち} さん(長浜町出海)
準優勝 黒田 教示^{のりつぐ} さん(長浜町沖浦)
第3位 山本 繁^{しげる} さん(長浜町沖浦)

人権メッセージ・作文コンテスト

第8回平成23年度愛媛県小学生人権メッセージ
コンテスト大洲地区大会

応募総数1,705点中、次のみなさんが入賞されました。

【優秀賞】喜多小学校4年 和田 航来^{こうき} さん
「小さな勇気」

【奨励賞】大洲小学校4年 山本あかねさん
「勇気を出して」

【奨励賞】久米小学校6年 稲田 萌枝^{もえ} さん
「素敵なアドバイスがあったから」

第31回平成23年度
全国中学生人権作文コンテスト

市内の応募総数1,507点中、長浜中学校3年生の宮本朱子^{あかね}さん作「今を生きている」が次の賞に入賞されました。

愛媛県大会 南海放送賞
地区大会 最優秀賞

「大洲特産品広場」がオープン



大洲の特産品をインターネットで販売する「大洲特産品広場」が、3月2日(金)から大洲商工会議所ホームページ上で、本格的にオープンします。

インターネットを利用して、大洲の特産品を購入することが可能です。市民のみならずも積極的なご利用をお願いします。

また、出店事業所を募集していただきますので、参加条件などの詳細については、大洲商工会議所へお問い合わせください。

なお、「大洲特産品広場」へは、大洲市のホームページからもご覧いただけますので、ご利用ください。

【問い合わせ先】

大洲商工会議所

☎24111

<http://www.oozutokusan.com/>

国民健康保険被保険者証の更新について

国民健康保険に加入しているみなさんが現在お持ちの保険証は、平成24年3月末に有効期限切れとなります。

新しい保険証は、3月末に簡易書留郵便で各世帯に送付します。有効期限の切れた保険証は、細かく裁断し破棄してください。もしくは市民課、各支所地域振興課または各連絡所で返却することもできます。

4月以降も遠隔地の保険証が必要な人は、届け出が必要です。

【届け出に必要なもの】

- ・今回送付する保険証
- ・本人確認書類
- ・(運転免許証・パスポートなど)

認め印

・在学証明書(学生の場合)

・在所証明書(施設の場合)

※平成24年4月1日以降に発行されたもの

【問い合わせ先】

市民課市民第3係

☎241710(直通)

長浜支所地域振興課

☎521113(直通)

脇川支所地域振興課

☎342331(直通)

河辺支所地域振興課

☎392113(直通)

平成24年度交通災害共済加入申込みのお知らせ

(3月1日から受付開始)

交通災害共済とは、愛媛県市町総合事務組合が行っている公的共済制度です。交通事故などで災害を被った場合に、少額の掛け金で見舞金を受け取ることができます。

【加入申込方法】

指定金融機関に加入申込書を持参し、掛け金を納付してください。

加入申込書は、1月31日(基準日)に大洲市に住民登録のある人に対して、区長さんによる配布または郵送で送付します。参考に、加入申込書記載例、交通災害共済パンフレットも同封しています。

また、基準日以降に大洲市に転入した人や、加入申込書が届かない人で加入を希望する場合は、加入申込書を発行しますので、お問い合わせください。

【加入資格】

大洲市に居住し、住民基本台帳に記録または外国人登録されている人。大洲市外に居住し、共済加入者の被扶養者である人。

【掛け金】(1人年額)

大人 700円

中学生以下 300円

【適用となる交通事故】

共済期間中、国内の一般道路などで、自動車・バイク・自転車・車いすなど(交通乗用具)の交通に伴う接触、衝突などの事故、または歩いていて交通乗用具にはねられた場合など。

【共済期間】

平成24年4月1日～

平成25年3月31日

【適用となる交通事故】

共済期間中、国内の一般道路などで、自動車・バイク・自転車・車いすなど(交通乗用具)の交通に伴う接触、衝突などの事故、または歩いていて交通乗用具にはねられた場合など。

【事故にあった場合】

見舞金の請求方法について説明しますので、お問い合わせください。

また、請求時には交通事故証明書が必要になりますので、必ず警察署に届け出てください。

【問い合わせ先】

危機管理課地域安全係

☎241742(直通)

長浜支所地域振興課

☎521111(直通)

脇川支所地域振興課

☎342320(直通)

河辺支所地域振興課

☎392112(直通)

引っ越しの準備はお済みですか

市役所での手続きはお早めに

市民課での手続き

住民登録（転出手続き）

市民課または各支所で、「転出証明書」を受け取ってください。

新住所に転入後、14日以内に転入先の市区町村役場で手続きをしてください。

【持参するもの】

① 運転免許証など本人確認できるもの

② 認め印

※代理人の場合は、委任状が必要です。

住民基本台帳カードを持っている人は、新しい住居地の市区町村役場でカードを提示してください。その場合、事前に市民課または各支所へ「付記転出届」(様式任意)を提出してください。

【付記転出届の必要事項】

① 申請者の住所、氏名、押印、電話番号（昼間の連絡先）

② 異動（転出）年月日

③ 新住所、世帯主名

④ 旧住所、世帯主名

⑤ 異動した人の氏名、住民票コード
※住民票コードが分からない場合は、必ず生年月日と性別を記載してください。

印鑑登録

登録証を市民課または各支所に返却し、転入先で新たに申請してください。

国民健康保険証

転出手続きの際に保険証を返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

国民年金

転入先で年金手帳を提示して、住所変更の手続きをしてください。

※住民票および印鑑証明書の交付のみを希望する人は、市民サービスセンターをご利用ください。

【問い合わせ先】

市民課市民第1〜4係

☎ 1710（直通）

長浜支所 ☎ 1113（直通）

脇川支所 ☎ 2331（直通）

河辺支所 ☎ 2113（直通）

保険環境課での手続き

後期高齢者医療被保険者証

転出手続きの際に被保険者証を返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

医療費給付の受給資格者証

母子家庭、乳幼児、重度心身障害者医療費の受給資格者証は、転出手続きの際に返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

【問い合わせ先】

保険環境課高齢者医療係

☎ 2111

（内線156・157）

長浜支所 ☎ 1114（直通）

社会福祉課での手続き

子ども手当

「受給事由消滅届」を社会福祉課子育て支援室または各支所へ提出してください。その後、転出予定日の翌日から、15日以内に転入先で手続きをしてください。

※転入手続きだけでは、手当ては支給されません。

障害福祉関係

障害福祉サービス受給資格証を持つている人は、転出前に社会福祉課へご連絡ください。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、転入先の福祉事務所などで住所変更をしてください。

また、左記の受給者についても同様に、転入先の福祉事務所など

で所定の手続きを行ってください。

・特別児童扶養手当受給者

・特別障害者手当受給者

・障害児福祉手当受給者

・福祉手当受給者

・心身障害者扶養共済加入者

・自立支援医療費（精神通院、更生医療）受給者など

・生医療）受給者など

【問い合わせ先】

社会福祉課

・子ども手当（子育て支援室）

☎245718（直通）

・障害福祉（障害福祉係）

☎241758（直通）

長浜支所 ☎21113（直通）

肱川支所 ☎2347（直通）

河辺支所 ☎2113（直通）

高齢福祉課での手続き

介護保険被保険者証

65歳以上の人、40歳～64歳で要介護認定を受けている人は、転出手続きの際に被保険者証を返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

【問い合わせ先】

高齢福祉課管理係

☎242111（内線167）

長浜支所 ☎1114（直通）
 肱川支所 ☎2347（直通）
 河辺支所 ☎2113（直通）

教育委員会での手続き

小・中学校の転校手続き

転出手続きなどが済み次第、学校教育課または各支所にご連絡ください。

市外の小・中学校に転校する場合、「在学証明証」などの書類を転入先の学校にご提出ください。

【問い合わせ先】

教育委員会学校教育課

☎241733（直通）

長浜支所生涯学習課

☎21115（直通）

肱川公民館 ☎2307（直通）

河辺公民館 ☎2551（直通）

水道課での手続き

引っ越しなどで転居する場合

引っ越しなどで上下水道の使用を中止する場合、検針日から転居までの料金は、転居後の請求となります。

検針日からの経過日数によっては、転居後2か月分の請求になる場合もあります。

上下水道の使用を中止する場合は、4～5日前までに水道課にご連絡ください。

新しく使用する場合

引っ越しや新築などで、新しく上下水道の使用を開始する場合、3月～4月は混み合いますので、使用する1週間前に水道課にご連絡ください。

連絡がないと、使用時に水が出ない場合があります。

【問い合わせ先】

水道課 ☎243753（直通）

水道課からのお知らせ

上下水道料金の支払いは
 便利な口座振替です

仕事などで金融機関などに行くことが難しい人は、便利な口座振

替をご利用ください。

口座振替の申し込みは、取り引きのある金融機関窓口などで手続きをしてください。

水道メーターで自宅の水漏れが確認できます

家屋に取り付けてある水道の蛇口などを全部閉めた状態で、水道メーターのパイロット（写真参照）が回っていれば、宅内側で水漏れの可能性があります。

水漏れを発見したら、早急に大洲市指定の給水装置工事業者に修繕の依頼をしてください。



パイロット